

令和5年度  
霧島市食育推進検討委員会  
資料

健康きりしま 21（第4次）  
【健康づくり分野】栄養・食生活改善と食育推進  
（食育推進計画）について



食育推進キャラクター  
酢がめちゃん

霧島市保健福祉部健康増進課

# 令和5年度 霧島市食育推進検討委員会

日時：令和5年8月28日（月）午後2時00分～

場所：国分公民館 3階 大研修室

## ○ 会 次 第 ○

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 委員の委嘱
4. 役員選出
5. 協議
  - (1) 健康きりしま21（第4次）計画の概要について
  - (2) 健康きりしま21（第4次）計画 第4章について  
分野別の具体的な取組  
【健康づくり分野】栄養・食生活改善と食育推進（食育推進計画）
6. その他
7. 閉会

## 霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
  - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 食育の推進に関する事項
  - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 母子保健検討委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 母子保健の推進に関する事項
  - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 歯科保健専門委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 歯科保健の推進に関する事項
  - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
  - エ その他市長が必要と認める事項
- (5) 予防接種専門委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 予防接種の推進に関する事項
  - ウ 予防接種の実施に関する事項
  - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 成人保健専門委員会
  - ア 健康増進計画の推進に関する事項
  - イ 成人保健の推進に関する事項
  - ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）
- (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和4年2月17日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

### 第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

### 第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
  - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
  - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

### 第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

### 第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

## 第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

## 第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

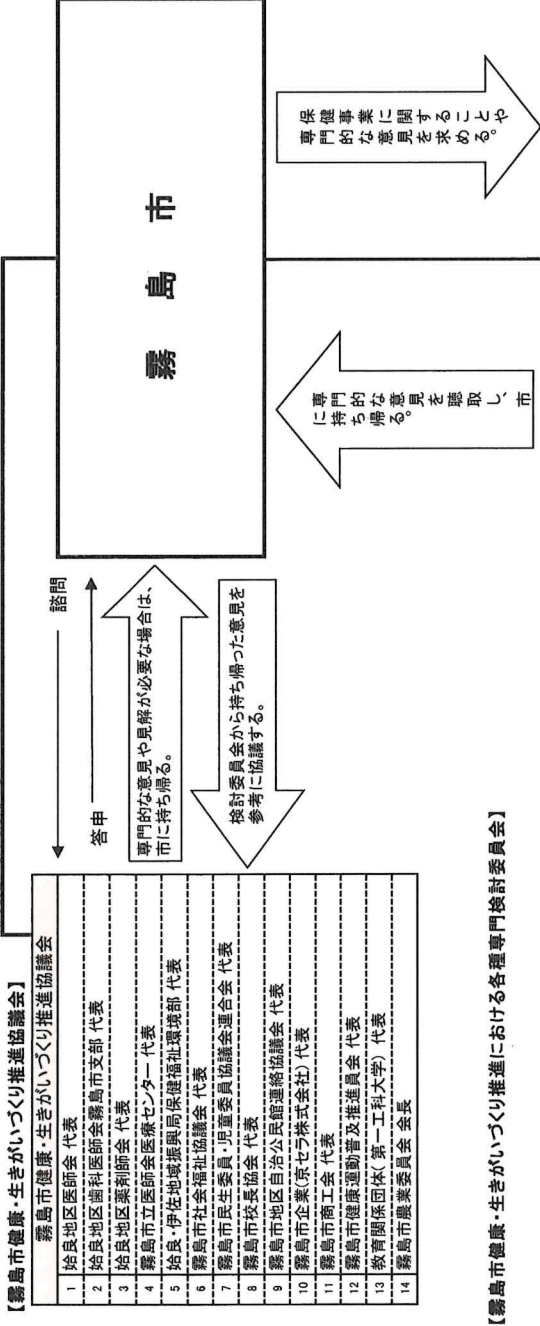
## 第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

## 第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

# 《 令和5年度 健康・生きがいづくり推進の組織体制 》



専門的な意見を求め、市に持ち帰る。

専門的な意見を聴取し、市に持ち帰る。

専門的な意見を求め、市に持ち帰る。

【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

予防接種専門委員会	歯科保健専門委員会	母子保健検討委員会	食育推進検討委員会	自給対策検討委員会	成人保健専門委員会
1 始良地区医師会 代表	1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1 始良地区医師会産婦人科医 代表	1 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1 始良地区医師会 代表	1 始良地区医師会 代表
2 始良地区医師会 小児科医	2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2 始良地区医師会小児科医 代表	2 NPO法人霧島食育研究会 理事長	2 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2 始良地区医師会 代表
3 始良地区医師会 小児科医	3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3 霧島市食生活改善推進員連絡協議会 会長	3 始良地区薬剤師会 代表	3 始良地区医師会 代表
4 始良地区医師会 小児科医	4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	4 始良地区薬剤師会 代表	4 霧島市保育協議会 代表	4 霧島警察署生活安全課 代表	4 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表
5 始良地区医師会 小児科医	5 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	5 霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表	5 宇都宮経済者(鹿児島県食育アドバイザー)	5 霧島市心の健康相談従事者(臨床心理士)	5 始良地区薬剤師会 代表
6 始良地区医師会 小児科医	6 始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	6 企業栄養士(株式会社グリーンハウス)	6 霧島市企業(株式会社タブ子) 代表	6 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
7 始良地区医師会 小児科医	7 霧島市内産婦人科 代表	7 霧島市母子保健推進員会 会長	7 農業関係団体(霧島NEO-FARMERS)代表	7 霧島市地域包括支援センター 代表	7 鹿児島県栄養士会 代表
8 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 代表	8 始良地区医師会小児科医 代表	8 霧島市養護教諭部会 代表	8 あいら農業協同組合 代表	8 霧島市防署委員・民生委員協議会連合会 代表	8 鹿児島県栄養士会 代表
9 始良地区薬剤師会 代表	9 始良地区薬剤師会 代表	9 霧島市保育協議会 代表	9 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	9 霧島市商工観光部商工推進課消費生活センター相談員	8 鹿児島県歯科衛生士会 代表
	10 霧島市保育協議会 代表		10 鹿児島県栄養士会 代表	10 保健福祉部生活福祉課 代表	
	11 霧島市養護教諭部会 代表		11 霧島市学校栄養教諭 代表	11 教育委員会学校教育課 代表	
	12 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表		12 霧島市学校保健会 代表	12 霧島市消防局警防課 代表	
	13 8020運動推進員(霧島市東三宮改善推進員連絡協議会) 代表		13 霧島市PTA連絡協議会 代表	13 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課 代表	
	14 霧島市地域包括支援センター 代表				



## 健康きりしま 21（第4次）の推進体系

### 【基本理念】

## 笑顔が自然とこぼれる霧島市

私たちのまち霧島市は、一人ひとりが高い健康意識を持って、日々、健康づくりを実践し、健康で生きがいに満ちた、笑顔が自然とこぼれるまちを目指します。そして、家族や地域の全ての人に思いやりと感謝の気持ちを伝えることのできる、人にやさしいまちを目指します。

### 【最終目標】

#### ①健康寿命の延伸

生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を営むために必要な機能の維持向上等により、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばす取組を推進します。

#### ②健康を支え、守るための地域の仕組みづくりの推進

地域づくりのために、地域や世代間の相互扶助、地域や社会の絆などが機能し、社会全体で相互に支え合う地域の仕組みづくりを推進します。

### 【基本方針】（第二次霧島市総合計画 後期基本計画）

- (1) 健康づくりの推進と医療体制の充実
- (2) 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

### 【健康づくり分野】

- (1) 栄養・食生活改善と食育推進（食育推進計画）
- (2) 身体活動・運動
- (3) 飲酒・喫煙
- (4) 休養・こころの健康
- (5) 歯・口腔の健康
- (6) 疾患の予防と健康管理
- (7) 保健・医療の環境づくり

### 【重点的な取組】

- (1) 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実（母子保健計画）
- (2) 生活習慣病の重症化予防

### ライフステージ

- 次世代（0～19歳）
- 働く世代（20～64歳）
- 高齢世代（65歳以上）

### SDGs





健康きりしま21（第4次）計画の進捗状況について

健康づくり分野

【(1) 栄養・食生活改善と食育推進（食育推進計画）】

個別目標1

健康なところと身体をつくる食生活の実践を支援する（食）（計画書P.19）

【目標値】

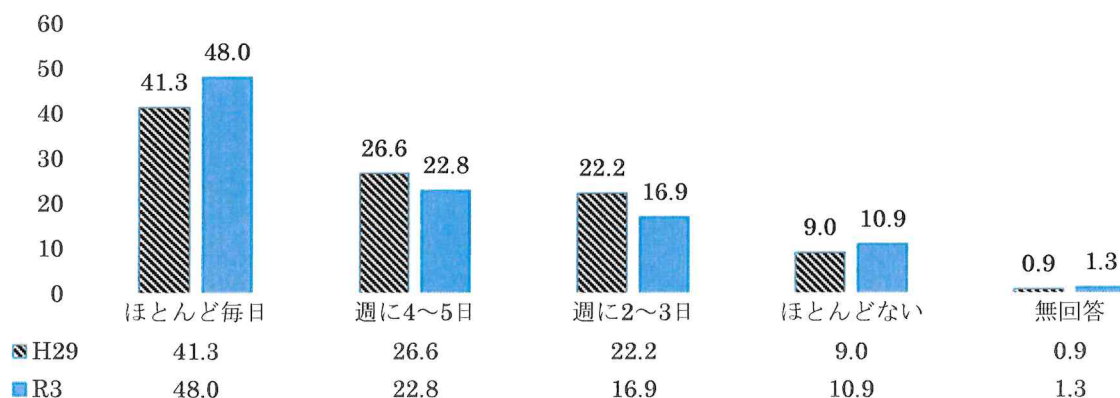
項目		基準値 2022年度	目標値 2027年度	
主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日 2回以上食べる市民の割合	成人	48.0% <small>(※1)</small>	60.0% <small>(※2)</small>	(指標図1)
	小学6年生	84.2% <small>(※3)</small>	100.0% <small>(※4)</small>	(指標図2)
朝食を毎日食べる小中学生の割合	中学3年生	85.7% <small>(※3)</small>	100.0% <small>(※4)</small>	
	成人の肥満者の割合（40歳～69歳）	男性	37.5% <small>(※5)</small>	36.0% <small>(※6)</small>
女性		25.0% <small>(※5)</small>	23.5% <small>(※6)</small>	
低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の 割合	65歳以上	17.3% <small>(※7)</small>	16.8% <small>(※8)</small>	(指標図4)

(※1) 2021（令和3）年度「健康きりしま21 アンケート調査」 (※2) 前計画の目標値と同じ  
 (※3) 学校教育課「全国学力・学習状況調査」 (※4) 前計画と同じ目標値 (※5) 特定健診結果  
 (※6) 国の目標値算出基準と同じ  
 (※7) 県の目標値と同じ

1. 主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる者の割合について

指標図1

主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上  
食べる市民の割合（前回アンケートとの比較） (%)

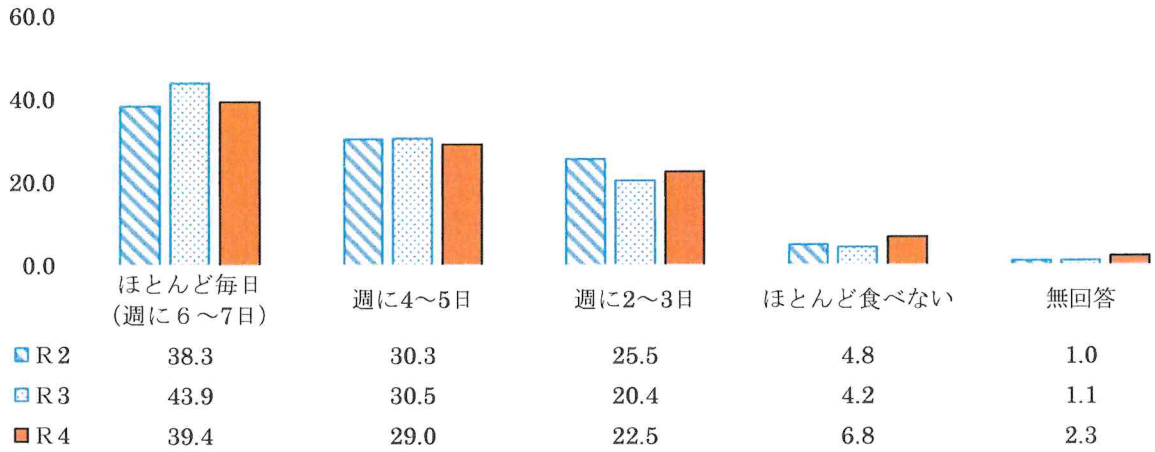


資料：R3 健康きりしま21 アンケート（健康増進課）

\* R3年度については、小数点第2の四捨五入の調整により割合合計≒100%

関連図 1-1

主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民  
(子育て世代)の割合 (%)

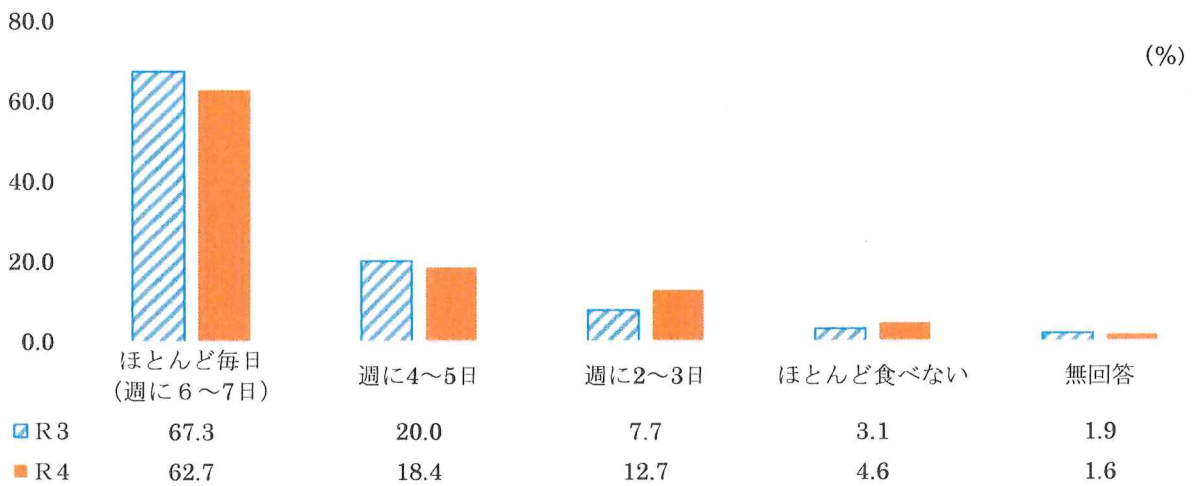


\* R2, R3 年度については割合合計=100%

資料：7~8か月児教室アンケート (健康増進課)

関連図 1-2

主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民(成人)の割合 (%)

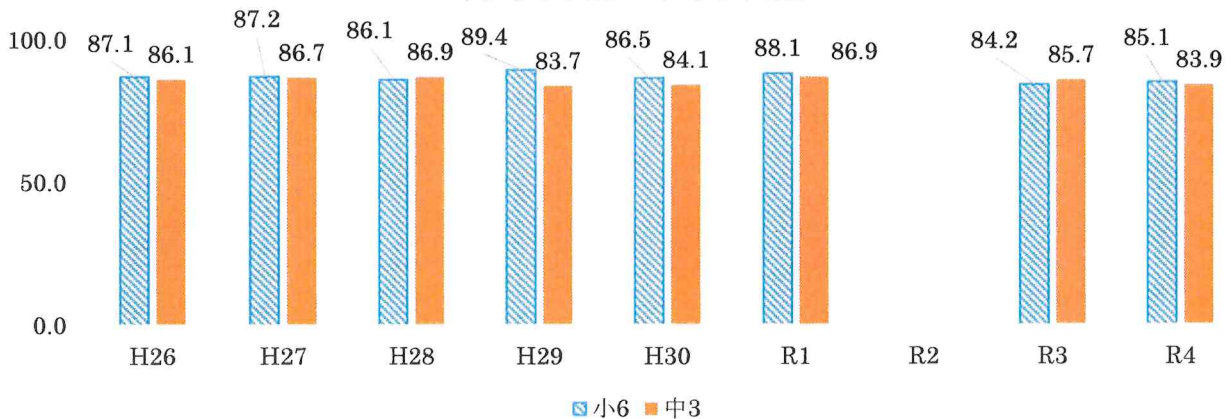


資料：健康福祉まつり来場者アンケート (健康増進課)

## 2 朝食を毎日食べる児童・生徒の割合について

指標図 2

毎日朝食を食べる児童生徒の割合  
(小学6年生・中学3年生) (%)

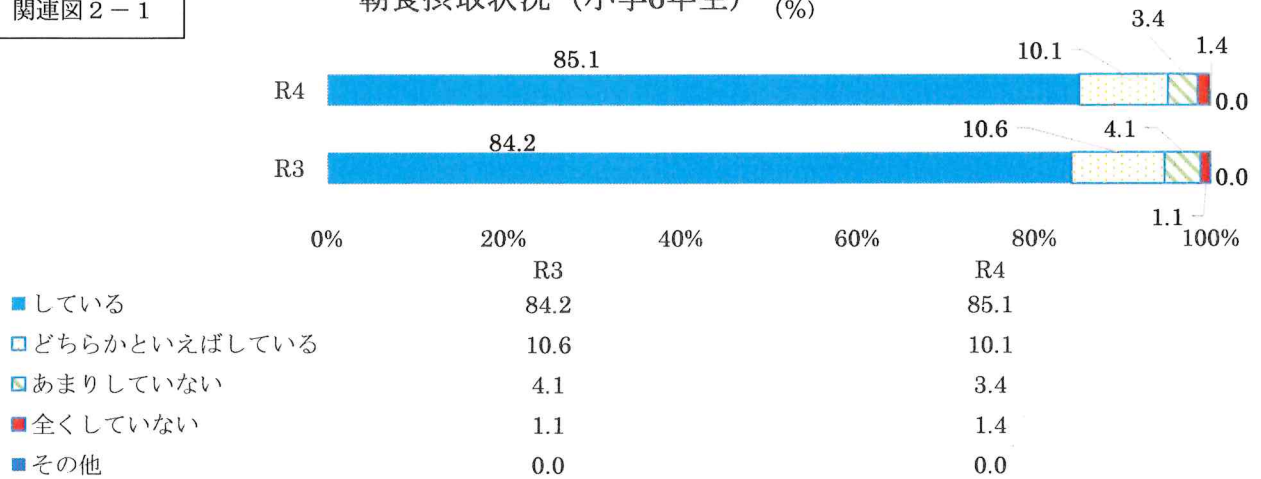


\* R2 年度調査なし

資料：全国学力・学習状況調査 (学校教育課)

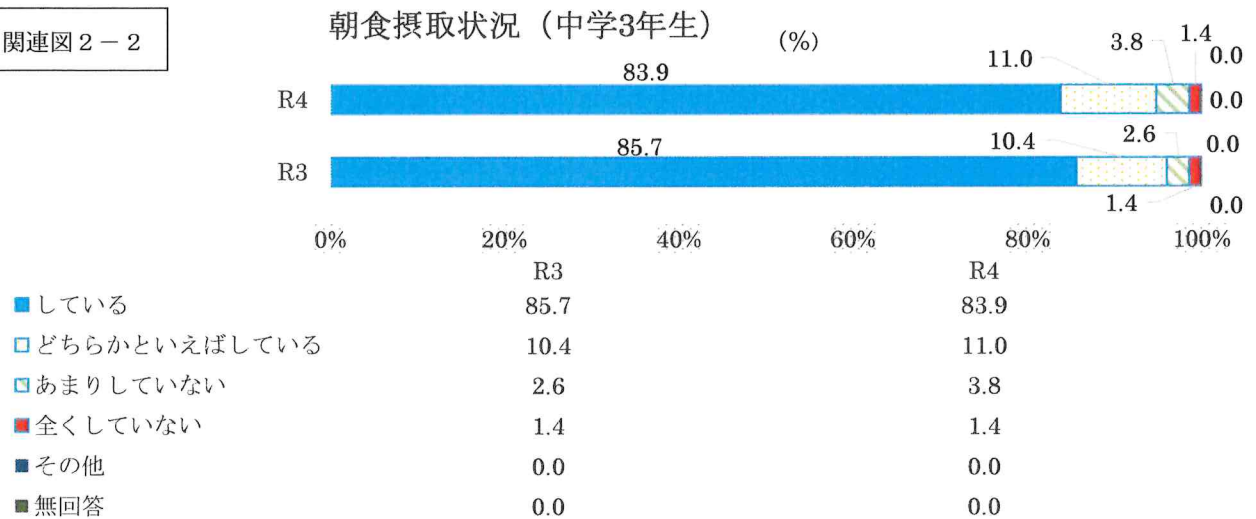
関連図 2-1

朝食摂取状況（小学6年生） (%)



関連図 2-2

朝食摂取状況（中学3年生） (%)



R4(小6)	している	どちらかといえ ばしている	あまりして いない	全くして いない	その他	無回答
霧島市	85.1	10.1	3.4	1.4	0	0
県(公立)	85.0	9.5	4.1	1.3	0.1	0
国(公立)	84.9	9.5	4.1	1.4	0	0

\* 中学 3 年生については  
割合合計≒100%

R4(中3)	している	どちらかといえ ばしてい る	あまりして いない	全くして いない	その他	無回答
霧島市	83.9	11	3.8	1.4	0	0
県(公立)	82.8	10.8	4.3	2	0	0
国(公立)	79.9	12	5.4	2.7	0	0

小学6年生 (0.9 ポイント)、中学3年生 (3.2 ポイント) 共に毎日朝食を摂取している割合が、R3年度よりR4は増加している。国の指標である「朝食を欠食する子どもの割合」の「あまりしていない」「全くしていない」の合計割合をみると、国が小学6年生 5.5% (4.1+1.4) 中学3年生 8.1% (5.4+2.7) で、霧島市小学6年生 4.8% (3.4+1.4)、中学3年生 5.2% (3.8+1.4) となっており、全国よりも欠食する子どもの割合は少ない。

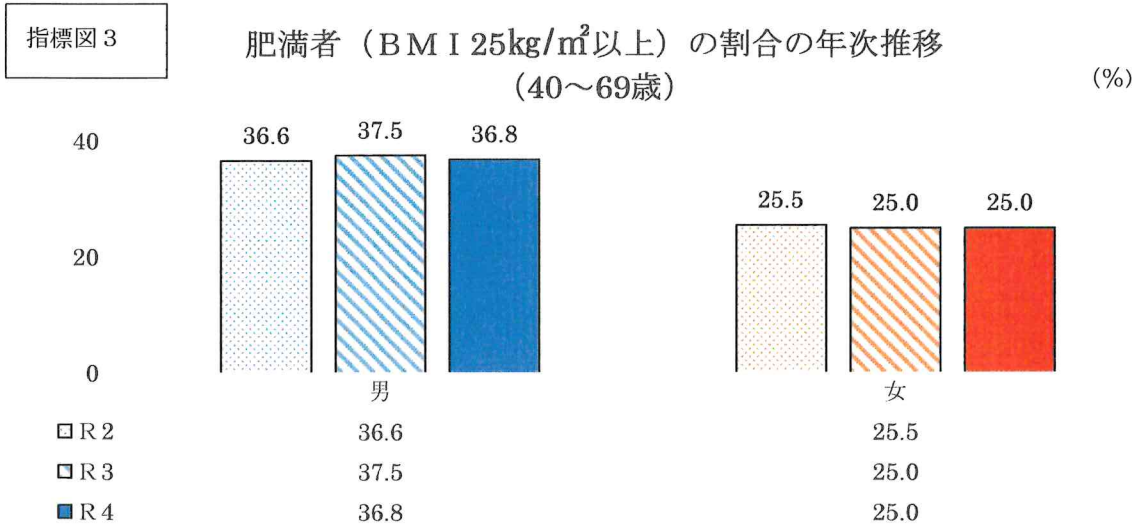
### 3 成人の肥満者の割合について

参考：日本人の食事摂取基準（2020 年度版）

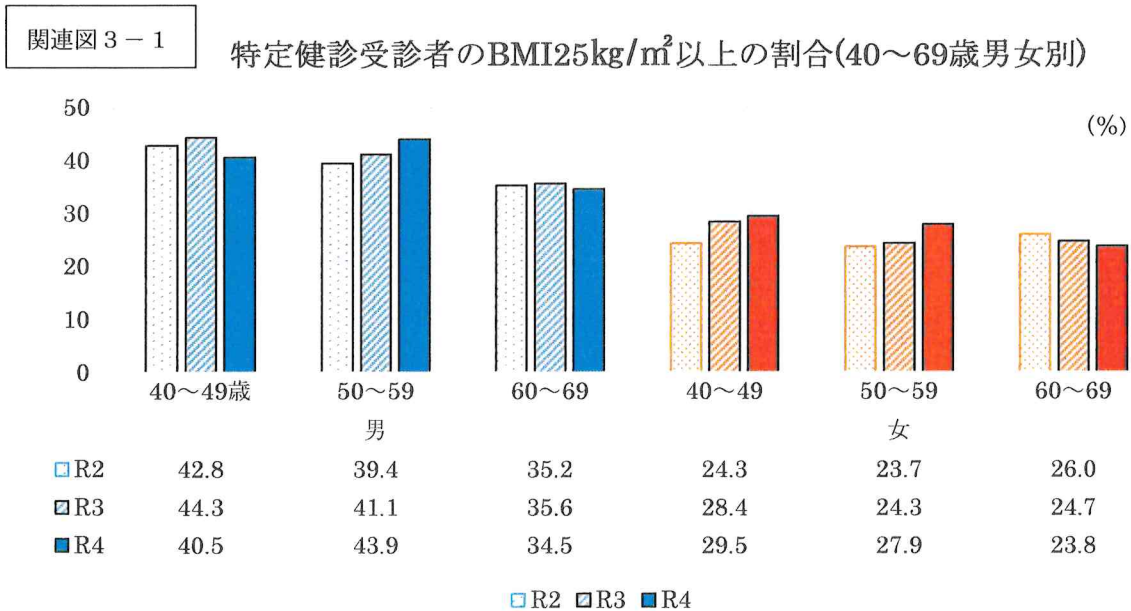
高齢者では、フレイルの予防及び生活習慣病の発症予防の両者に配慮する必要があることも踏まえ、当面目標とする BMI の範囲を 21.5～24.9 kg/m<sup>2</sup> となっている。

目標とする BMI の範囲（18 歳以上）

年齢（歳）	目標とする BMI（kg/m <sup>2</sup> ）
18～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65～74	21.5～24.9
75以上	21.5～24.9



資料：特定健診結果

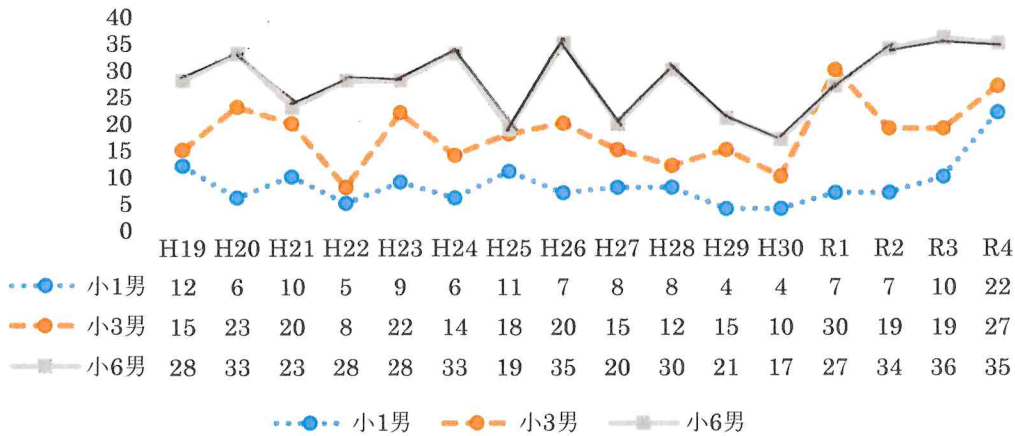


資料：特定健診結果

成人の肥満者の割合で指標とした 40～69 歳男性女性の肥満の割合は、特定健診結果から男性では 40 歳代 50 歳代で 40% を超えている。女性では 40 歳代 50 歳代で増加傾向がみられる。

関連図 3-2

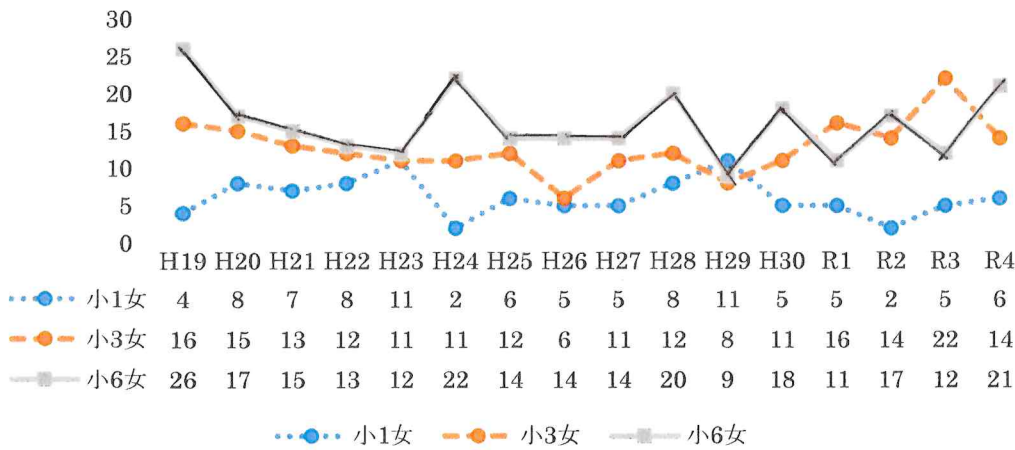
肥満度35%以上小1・小3・小6児童数（男児） (人)



\*H30年度、学年、性別不明者6名を除いて表示しています。

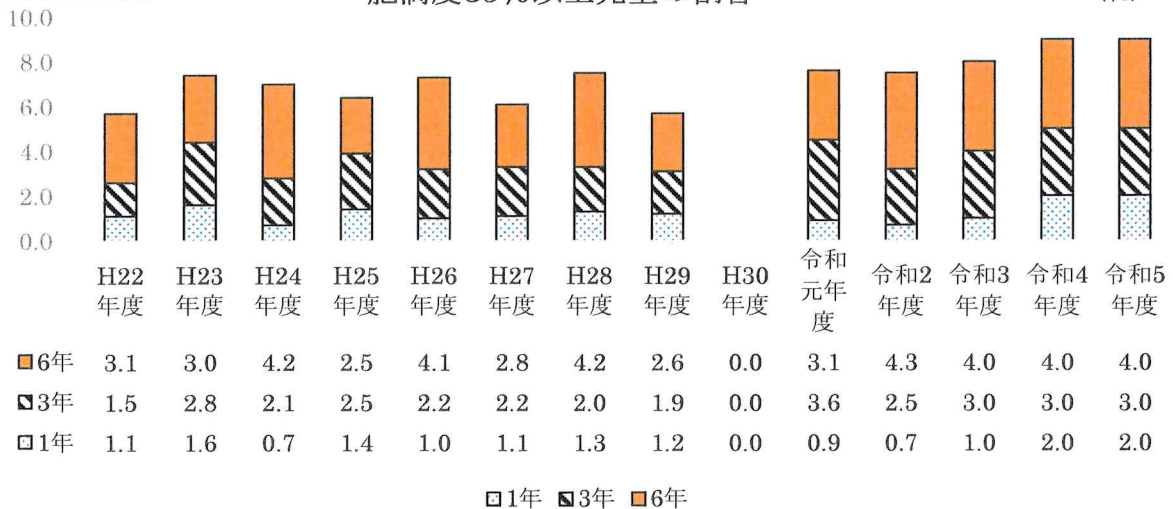
関連図 3-3

肥満度35%以上小1・小3・小6児童数（女児） (人)



関連図 3-4

肥満度35%以上児童の割合 (%)



\*H30年度は、学年、性別不明者が6名おり、割合の算出が出来なかった

資料：小児生活習慣病予防検診（学校教育課）

(1)標準体重の計算方式

表1を用いて計算する。

性別、年齢を確認した後、 $Y = aX + b$ の方式にそれぞれのa及びbの値、Xに身長を入れると標準体重が求められる。

(2)肥満度の計算方式

$$\text{肥満度} = \frac{\text{実測体重} - \text{標準体重}}{\text{標準体重}} \times 100$$

表1 性別・年齢別標準体重を計算するための一次式の係数

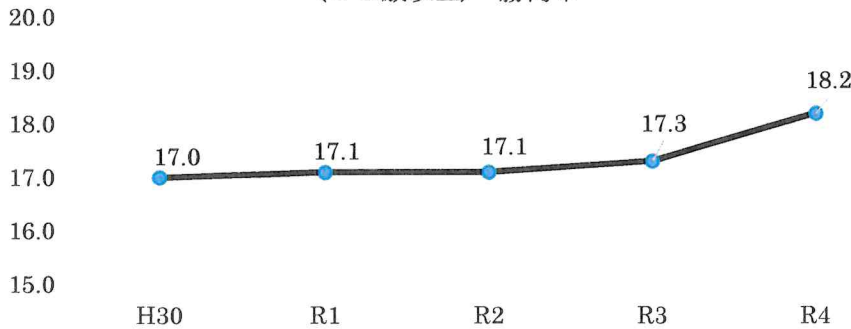
	男子		女子	
	a	b	a	b
5歳	0.381	-23.099	0.379	-22.923
6歳	0.440	-30.134	0.433	-29.331
7歳	0.489	-36.294	0.484	-35.640
8歳	0.576	-47.007	0.538	-42.371
9歳	0.634	-54.615	0.620	-53.008
10歳	0.708	-64.866	0.700	-64.186
11歳	0.763	-72.848	0.784	-76.406
12歳	0.784	-76.118	0.806	-78.855
13歳	0.816	-81.589	0.682	-58.704

\* Y (標準体重) = a X (身長) + b (bがマイナスであることに注意)

4 低栄養傾向 (BMI 20 以下) の高齢者の割合について

指標図4

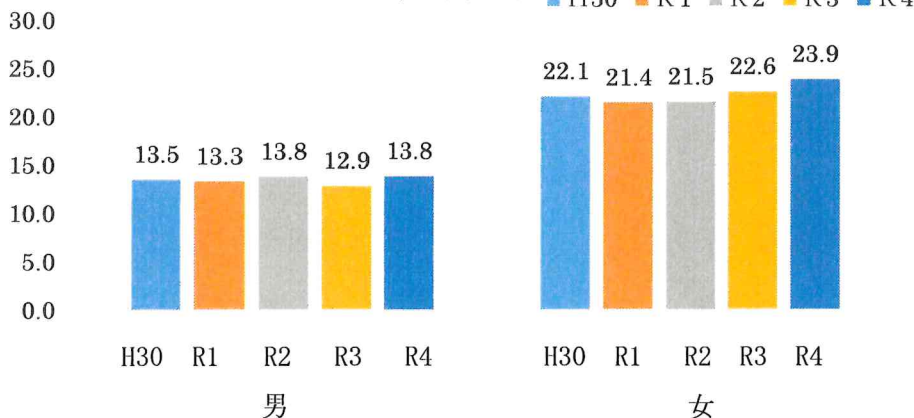
低栄養傾向(BMI $\leq 20\text{kg}/\text{m}^2$ )の割合の年次:  
(65歳以上) 霧島市 (%)



資料：特定健診・長寿健診結果

関連図4-1

低栄養傾向 (BMI $\leq 20$ ) の割合年次推移  
(75歳以上)



R3年度 (17.3%) からR4年度 (18.2%) に0.9ポイント上昇しています。

75歳以上で低栄養傾向 (BMI20以下)の割合は、19.7%で、男性が13.8%、女性が23.9%となっています。

資料：長寿健診結果

【目標値】

項目	基準値 2022 年度	目標値 2027 年度
学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合	62.1% <sup>(※1)</sup>	70.0% <sup>(※2)</sup>
物産館の利用者数	684,728 人 <sup>(※3)</sup>	719,000 人 <sup>(※4)</sup>

(指標図 5)

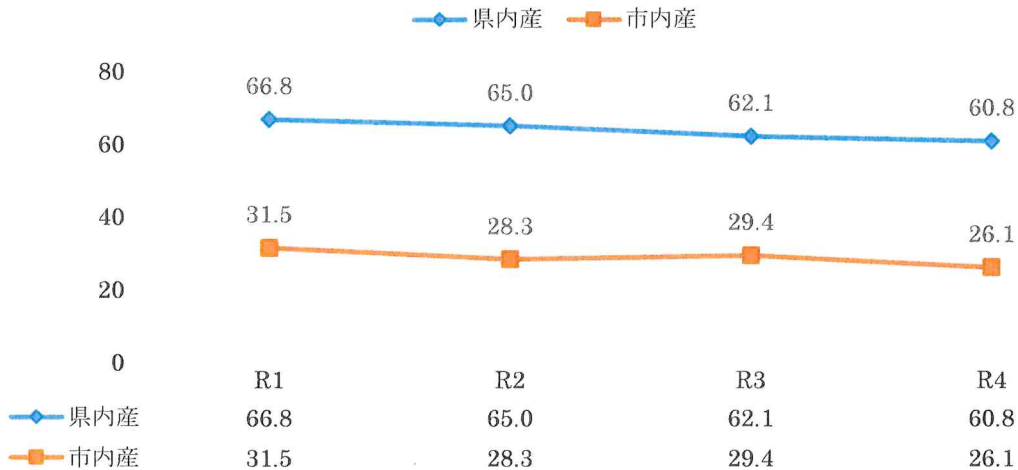
(指標図 6)

(※1) 学校給食課 学校給食における地場産物活用状況調査（6月・1月の平均値） (※2) 県と同じ目標値  
 (※3) 農政畜産課 物産館入場者数調査 (※4) 毎年度1%増加し5年間で5%増加

1 学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合について

指標図 5

学校給食での県内産物・市内産物使用率の年次推移 (%)



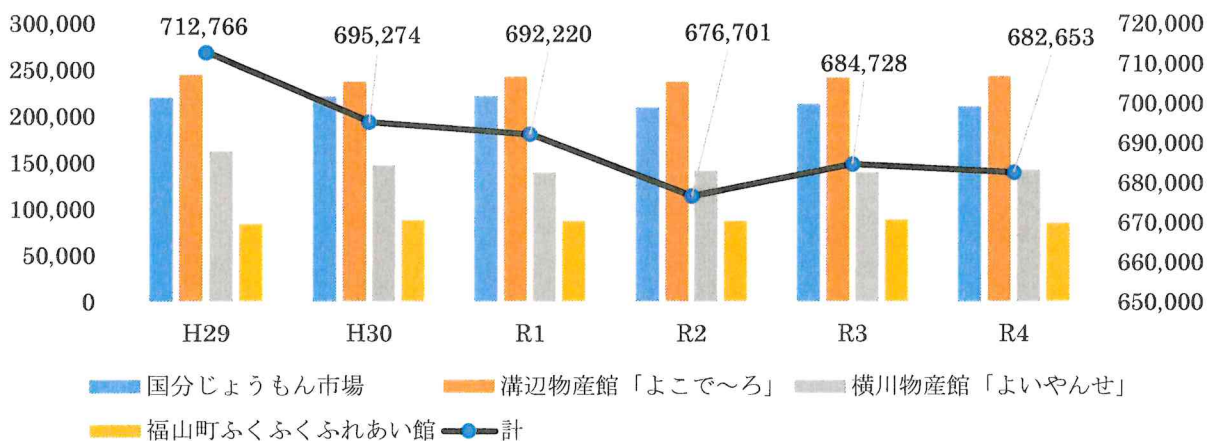
資料：学校給食における地場産物活用状況調査 6月・1月調査の平均（学校給食課）

2 物産館の利用者数について

指標図 6

物産館利用者数年次推移

(人)



【目標値】

項目		基準値 2022 年度	目標値 2027 年度
朝食を誰かと食べる児童生徒の割合	小学5年生	77.7% <sup>(※1)</sup>	82.7% <sup>(※2)</sup>
	中学2年生	64.1% <sup>(※1)</sup>	69.1% <sup>(※2)</sup>
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合	7～8か月児教室 対象児の保護者	45.6% <sup>(※3)</sup>	55.6% <sup>(※2)</sup>

(指標図 7)

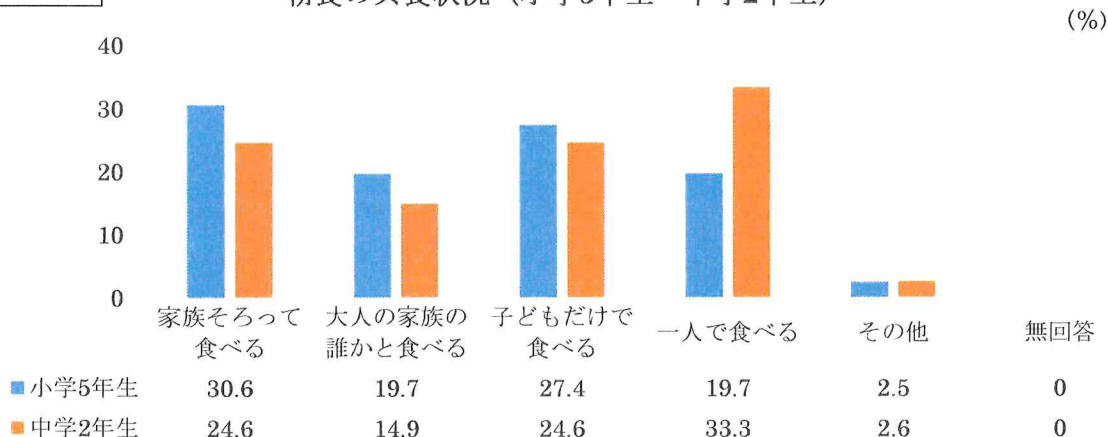
(指標図 8)

(※1) 2021 (令和3) 年度「健康きりしま 21 アンケート調査」 (※2) 毎年度1%増加し、5年間で5%増加  
(※3) 7～8か月児教室参加者アンケート

1 朝食を誰かと食べる児童生徒の割合について

指標図 7

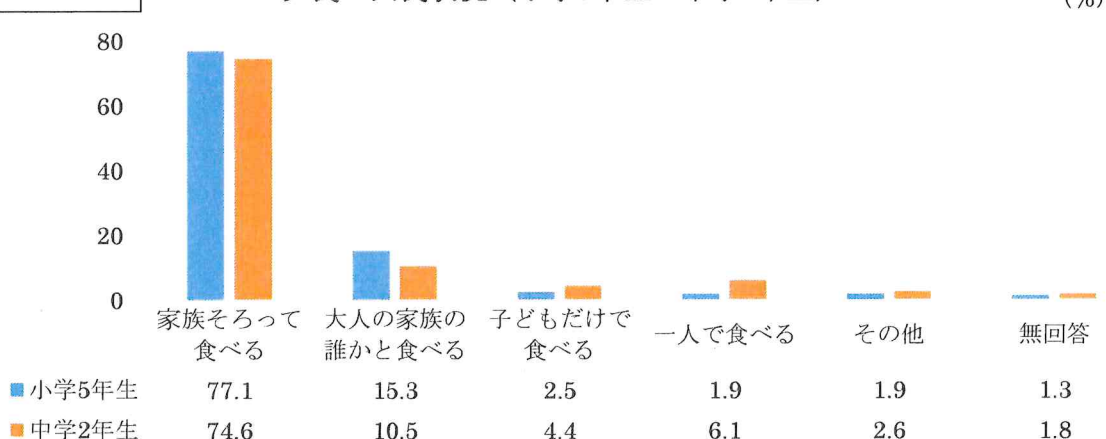
朝食の共食状況（小学5年生・中学2年生）



\*小学5年生については、小数点第2の四捨五入の調整により割合合計≒100%

関連図 7-1

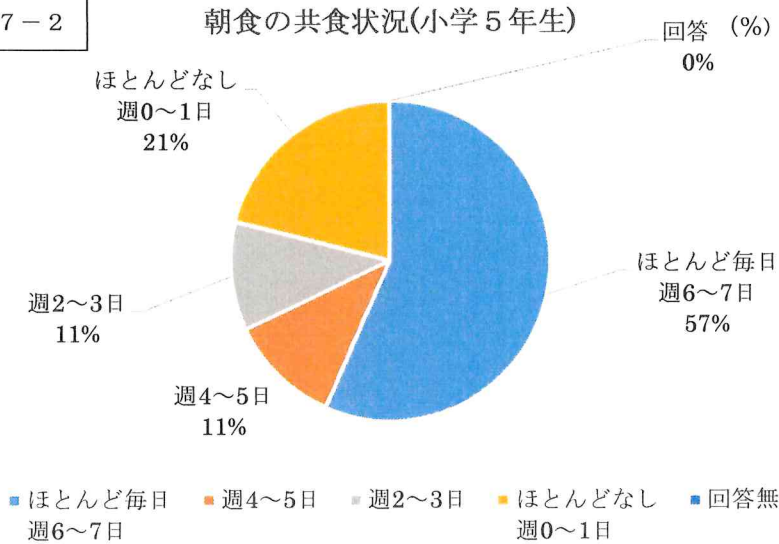
夕食の共食状況（小学5年生・中学2年生）



資料：R3 健康きりしま 21 アンケート（健康増進課）

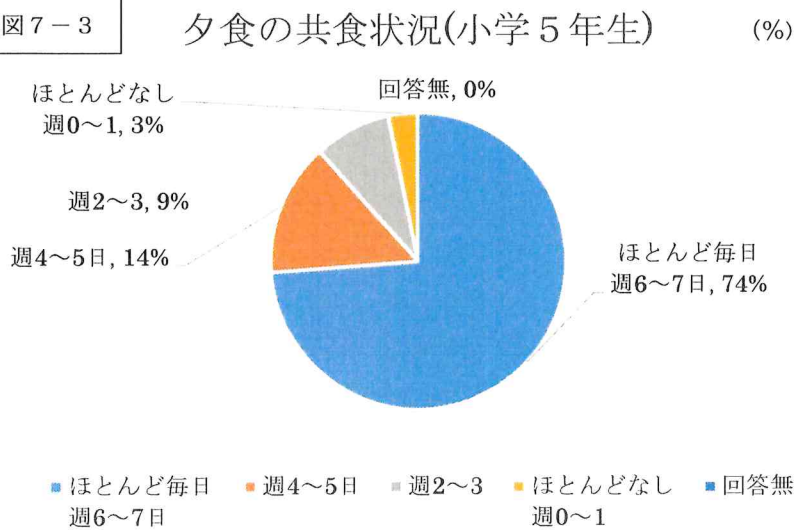


関連図 7-2



朝食 5.0回/週

関連図 7-3

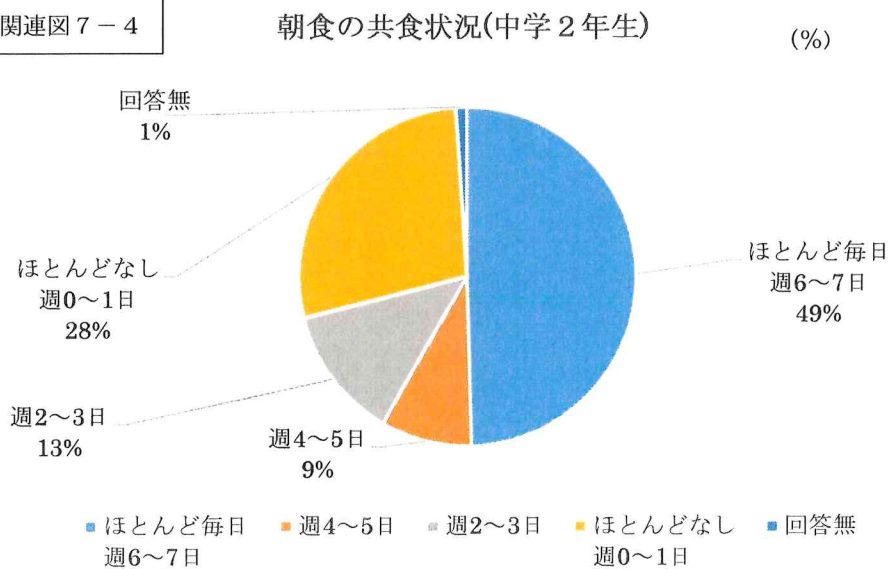


夕食 6.1回/週

小学5年生の共食の回数=朝食 (5.0回/週) + 夕食 (6.1回/週) = 11.1回/週

資料: R5 共食状況調査結果(小学5年生)(健康増進課)

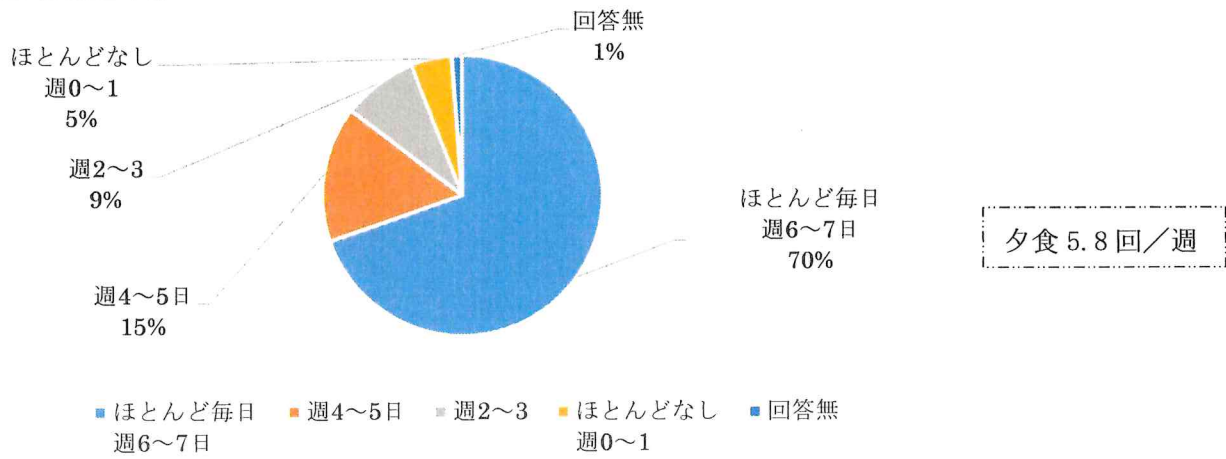
関連図 7-4



朝食 4.5回/週

関連図 7-5

夕食の共食状況(中学2年生) (%)



資料: R5 共食状況調査結果(中学2年生)(健康増進課)

中学2年生の共食の回数=朝食(4.5回/週)+夕食(5.8回/週)=10.3回/週

実施した市民アンケート調査では、朝食と夕食について「ふだん誰と食事をしているか」を調査し、前回平成29年度と令和3年度を比較した結果、朝食を一人で食べている児童が増加していたため、目標項目としたが、5年に一度の調査であり、現状値が把握しにくく、共食の回数を目標値としている国の調査と異なっています。

今回依頼の共食状況の調査は、国の第4次食育推進基本計画の目標項目の「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる『共食』の回数を増やす」の調査方法に合わせた調査としています。(目標値週11回以上)

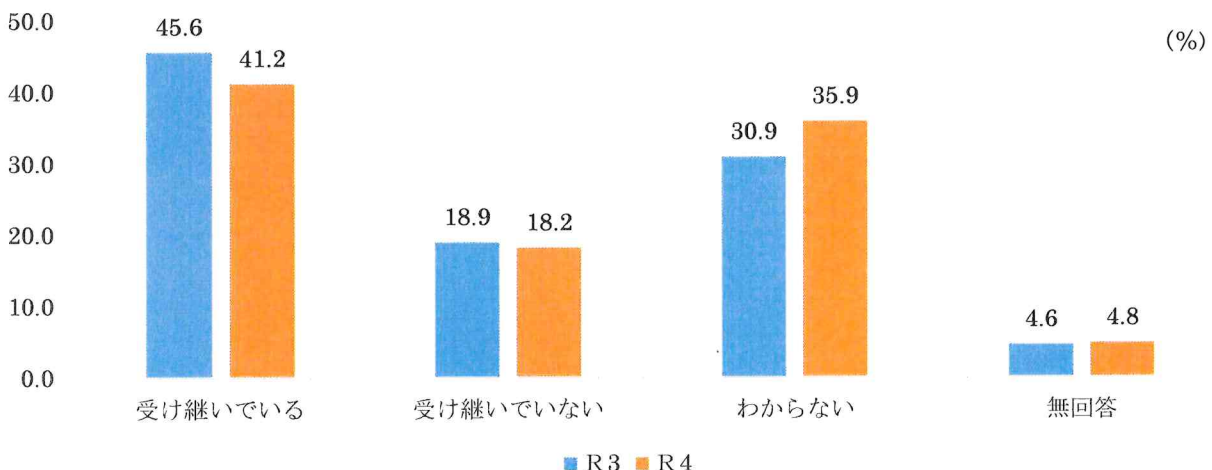
【共食回数の集計方法】

共食の回数は、「ほぼ毎日食べる」を週7回、「週に4~5日食べる」を4.5回、「週に2~3回食べる」を2.5回、「週に1回程度食べる」を1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週あたりの回数を算出した。

2 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合について

指標図 8

継承している人の割合



資料: 7~8か月児教室参加者アンケート(健康増進課)

\*R4年度については、小数点第2の四捨五入の調整により割合合計≒100%